

平成 27 年度 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び パートタイム労働法の施行状況

宮城労働局 雇用環境・均等室

※都道府県労働局の組織見直しにより、平成 28 年 4 月 1 日から「雇用均等室」は「雇用環境・均等室」になりました。

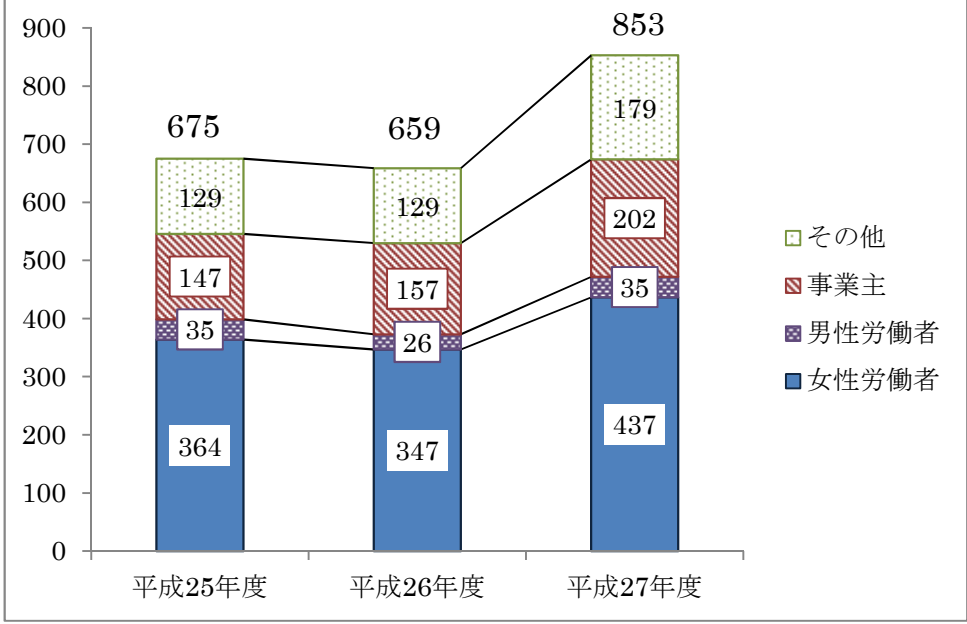
1 男女雇用機会均等法の施行状況

(1) 相談の状況

平成 27 年度の相談件数は 853 件で、労働者からの相談の割合が 55.3%と過半数を占めている。内容では「セクシュアルハラスメント」が最も多く、次いで「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い」が多かった。

事 項	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
募集・採用	21	23	40
配置・昇進・降格・教育訓練	18	14	20
福利厚生	1	1	2
職種・雇用形態の変更	1	1	1
退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新	2	2	0
間接差別	7	5	0
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い	104	83	128
セクシュアルハラスメント	342	310	375
母性健康管理	88	104	109
ポジティブ・アクション	11	19	64
その他（注）	80	97	114
合 計	675	659	853 (100.0%)
女性労働者	364	347	437(51.2%)
男性労働者	35	26	35(4.1%)
事 業 主	147	157	202(23.7%)
そ の 他	129	129	179(21.0%)

(件) 男女雇用機会均等法に関する相談件数推移



(2) 労働局長による紛争解決の援助の実施状況

平成 27 年度の労働局長による紛争解決援助の申し出は 11 件であった。

事 項	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
募集・採用	0	0	0
配置・昇進・降格・教育訓練	0	0	0
福利厚生	0	0	0
職種・雇用形態の変更	0	0	1
退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新	0	0	0
間接差別	0	0	0
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い	3	0	6
セクシュアルハラスメント	7	0	4
母性健康管理	0	0	0
合 計	10	0	11

(3) 機会均等調停会議による調停の実施状況

平成 27 年度の機会均等調停会議による調停申請は 5 件で、「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い」に係る申請 1 件（調停開始前に解決）、「セクシュアルハラスメント」に係る申請 4 件であった。

事 項	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
配置・昇進・降格・教育訓練	0	0	0
福利厚生	0	0	0
職種・雇用形態の変更	0	0	0
退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新	0	0	0
間接差別	0	0	0
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い	1	1	1
セクシュアルハラスメント	0	2	4
母性健康管理	0	0	0
合 計	1	3	5

(4) 報告徴収（行政指導）の実施状況

平成 27 年度の報告徴収については、事業主に対して 296 件の助言を行った。主な助言事項は「セクシュアルハラスメント対策」と「母性健康管理」であった。

事 項	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
募集・採用	2	1	4
配置・昇進・降格・教育訓練	3	1	1
福利厚生	0	0	1
職種・雇用形態の変更	0	0	0
退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新	0	0	0
間接差別	0	0	0
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い	0	3	3
セクシュアルハラスメント	183	135	195
母性健康管理	75	84	92
合 計	263	224	296

(※) 雇用環境・均等室では、相談等を端緒とする報告徴収のほか、計画的に県内事業所を訪問し、男女雇用機会均等法に基づく雇用管理制度についての実態把握を行っており、男女雇用機会均等法上問題がある場合や法に違反する運用等がある場合は、法に基づく助言及び指導等を行い、その是正を図っている。

2 育児・介護休業法の施行状況

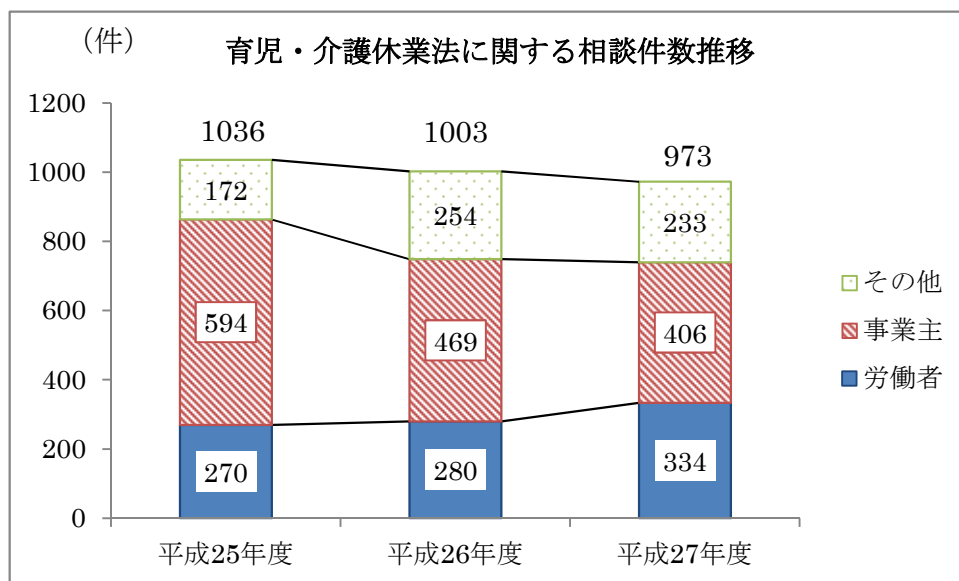
(1) 相談の状況

平成 27 年度の相談件数は、973 件（育児関係 764 件、介護関係 206 件）で、育児関係は「休業制度」「勤務時間の短縮等の措置」「子の看護休暇の制度」に関するものが、介護関係は「休業制度」「介護休暇の制度」「勤務時間短縮等の措置」に関するものが多かった。

	事 項	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
育 児 関 係	休業制度	247	248	267
	子の看護休暇の制度	67	68	54
	不利益取扱い	55	31	44
	所定外労働の制限	42	41	33
	時間外労働の制限の制度	27	29	23
	深夜業の制限の制度	33	37	26
	勤務時間の短縮等の措置（第 23 条）に関する制度	142	143	134
	勤務時間の短縮等に準ずる措置（第 24 条）に関する制度	16	20	15
	休業期間等の通知	48	41	44
	その他	105	114	124
		小 計	782	772

介護関係	事項	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	休業制度	85	75	73
	介護休暇の制度	55	44	46
	不利益取扱い	0	0	2
	時間外労働の制限の制度	18	13	11
	深夜業の制限の制度	20	14	11
	勤務時間の短縮等の措置(第 23 条)に関する制度	34	34	22
	勤務時間の短縮等に準ずる措置(第 24 条)に関する制度	2	5	2
	休業期間等の通知	13	5	11
	その他	25	38	28
	小 計	252	228	206
	職業家庭両立推進者	2	3	3
合計	1036	1003	973	

事項	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
労働者	270	280	334 (34.3%)
事業主	594	469	406 (41.7%)
その他	172	254	233 (23.9%)
合計	1036	1003	973 (100%)



(2) 紛争解決の援助の実施状況

平成27年度の労働局長による紛争解決援助については、4件であった。

すべて育児関係の事案であり、介護関係の事案はなかった。

事 項		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
育 児 関 係	休業に係る事案 (期間雇用者に係る事案を除く)	1	0	1
	期間雇用者の休業に係る事案	0	0	0
	子の看護休暇に係る事案	0	0	0
	休業に係る不利益取扱い事案	3	2	1
	休業以外に係る不利益取扱い事案	2	0	0
	所定外労働の制限に係る事案	0	0	0
	時間外労働の制限に係る事案	0	0	0
	深夜業の制限に係る事案	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等 (第23条)に係る事案	0	0	1
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	0	1
	合 計	6	2	4

(3) 両立支援調停会議による調停の実施状況

平成27年度の両立支援調停会議による調停については申請がなかった。

事 項		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
育 児 関 係	休業に係る事案 (期間雇用者に係る事案を除く)	0	0	0
	期間雇用者の休業に係る事案	0	0	0
	子の看護休暇に係る事案	0	0	0
	休業に係る不利益取扱い事案	1	1	0
	休業以外に係る不利益取扱い事案	0	0	0
	所定外労働の制限に係る事案	0	0	0
	時間外労働の制限に係る事案	0	0	0
	深夜業の制限に係る事案	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等 (第23条)に係る事案	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	0	0
	合 計	1	1	0

(4) 報告徴収（行政指導）の実施状況

平成27年度の報告徴収については、事業主に対して543件の助言を行った。「育児休業制度」「勤務時間短縮等の措置」の規定整備等に関する助言が多かった。

事 項		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
育 児 関 係	育児休業制度	80	98	83
	子の看護休暇の制度	14	13	15
	所定外労働の制限	15	16	17
	時間外労働の制限の制度	62	62	68
	深夜業の制限の制度	9	17	9
	勤務時間の短縮等の措置（第23条）に関する制度	91	91	89
	勤務時間の短縮等に準ずる措置（第24条）に関する制度	62	12	38
	休業期間等の通知	0	0	0
小 計		333	309	319
介 護 休 業	介護休業制度	39	46	44
	介護休暇の制度	11	13	14
	時間外労働の制限の制度	9	15	19
	深夜業の制限の制度	10	16	10
	勤務時間の短縮等の措置（第23条）に関する制度	41	46	45
	勤務時間の短縮等に準ずる措置（第24条）に関する制度	0	1	2
	休業期間等の通知	0	0	0
	小 計		110	137
職業家庭両立推進者		130	97	124
合 計		573	543	577

(※) 雇用環境・均等室では、相談等を端緒とする報告徴収のほか、計画的に県内事業所を訪問し、育児・介護休業法に基づき、育児・介護休業等規定について、法の基準に達しない場合には、法に基づく助言及び指導等を行い、その是正を図っている。

3 パートタイム労働法の施行状況

(1) 相談の状況

平成 27 年度の相談件数は 235 件で、うち事業主からの相談が 194 件、短時間労働者からの相談が 26 件であった。

事 項	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
労働条件の文書交付等	7	27	27
就業規則の作成手続き	1	1	4
短時間労働者の待遇の原則	—	—	17
差別的取扱いの禁止	9	23	20
賃 金	6	9	14
教育訓練	0	1	10
福利厚生施設	1	2	10
通常の労働者への転換	11	13	18
措置の内容の説明	—	—	18
待遇に関する説明	3	10	15
指針関係	26	12	29
相談のための体制の整備	—	—	26
短時間雇用管理者	6	4	7
その他	23	61	20
合 計	79	163	235
短時間労働者	17	27	26
事 業 主	37	103	194
そ の 他	25	33	15

(2) 報告徴収（行政指導）の状況

平成 27 年度の報告徴収については、事業主に対して 475 件の助言を行った。助言事項としては、「通常の労働者への転換」「労働条件の文書交付等」が多かった。

事 項	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
労働条件の文書交付等	86	93	83
就業規則の作成手続き	73	71	52
差別的取扱いの禁止	0	0	0
賃 金	34	25	26
教育訓練	1	0	1
福利厚生施設	0	0	0
通常の労働者への転換	137	111	81
措置の内容の説明	—	—	60
待遇に関する説明	0	0	3
相談のための体制の整備	—	—	39
指針関係	151	145	81
短時間雇用管理者	30	30	49
その他	0	0	0
合 計	512	475	475